

# 日野市行財政改革推進規則（案）について

## 1 制定の背景と目的（第1条）

△日野市は平成8年以来、繰り返し行財政改革を進めてきたが、その間に3度の財政非常事態宣言を発出することとなった

### これまでの課題

- ・基本計画や個別計画等において推進すべきとされる領域も行財政改革の対象となることがあった  
→ 統一的な方向性が不明瞭になり、改革の進捗に支障
- ・行財政改革自体が各部署にとって、行財政改革が通常業務プロセスにはない「付加的業務」になってしまっていた  
→ 改革対象事業（個票）以外の行政活動において、行財政改革が希薄化

### 今後の行財政改革の方針

- ・理念・考え方を現在策定中の「総合戦略」に包含 → 方針が変わっても揺るがない土台をつくる
- ・手続を「規則」として恒常化 → 各課の業務プロセスに組み込まれる仕組みにする

## 2 6つの基本理念（第2条）

行財政改革の推進に当たり、以下の6つを基本理念として定める。

いかなる社会情勢や政治方針の下でも、行政運営の根幹として機能するものとする。

①	サービスのアップデート	社会変化・技術革新に合わせて行政サービスを常に最新の状態に更新し続ける
②	選択と集中	限られた資源のもと、行政サービスに優先順位をつけ、真に必要なものに集中投下する
③	公共私ベストミックス	民間・地域・行政の最適な役割分担を追求し、最も効率的な提供主体を選択する
④	経営基盤の確立	ヒト・モノ・カネ・情報の各資源を最適化し、持続可能な基盤を整える
⑤	基本的人権の保障	いかなる改革においても、市民の生命・身体・財産の保護を最優先とする
⑥	将来世代への責任	短期的効率だけでなく、中長期の視点から持続可能な発展と将来への投資を図る

## 3 基本方針（第3条）

6つの基本理念を実現するための行動方針として、以下の5つを定める。

### (1) 行政サービスのアップデート

既存サービスが現状に合っているかを継続的に検証し、必要性が低下したものは速やかに見直す。

## (2) 公共私ベストミックス

①民間 → ②地域・NPO → ③市が直接 の順で提供主体を検討することを基本とする。

## (3) 収支バランスの改善

歳入の確保と歳出の最適化を両輪で進め、持続可能な財政運営を実現する。

## (4) 経営基盤の最適化

人・モノ・情報・組織の各面から最適化を図り、効率的な行政運営体制を整える。

## (5) 改革推進にあたっての配慮事項

市民生活への影響を十分に検証し、セーフティネット機能や数値化しにくい価値も適切に評価する。

# 4 事業を検証する7つの視点（第4条）

既存・新規問わず、すべての事業について以下の7視点から検証を行う。予算編成・行政評価・日常改善のすべての場面で参照される、改革の判断軸となる。

① 公益的必要性	なぜ市が、今・この対象に・この水準で実施するのか
② 妥当性	目的と手段は適合しているか、他事業との重複はないか
③ 効率性	DX活用・民間委託でさらにコストを下げられないか
④ 有効性	設定した目標を達成できているか、未達なら原因は何か
⑤ 公平性	特定の人だけが得をしていないか、世代間の公平は保たれているか
⑥ 持続可能性	中長期的に続けられる財政負担・人員体制か、将来世代への投資となるか
⑦ 代替可能性	別的手段・提供主体・方法で同じ目的を達成できないか

# 5 推進の仕組み（第3章）

## 日常的な改善（第5条）

各職員が担当業務について、日常的に以下の改善を行うことを義務付け。

- ・ 事務手続の簡素化（様式簡略化・添付書類削減・押印廃止等）
- ・ デジタル技術の活用（オンライン化・AI・RPA導入等）
- ・ 窓口サービスの改善（待ち時間短縮・利便性向上等） など

## 予算編成への組み込み（第6条）

予算編成方針の策定時に財政改革の視点から事業の必要性や有効性等を検証するプロセスを検討中。

## 行政評価（第7条）

既存事務事業について7つの視点が満たされているかを総合的に検討する行政評価を実施。評価結果に基づき、市長が見直しを指示できる仕組みです。

## 改革対象事業（第8条）

部署横断的に取り組む必要がある重点的な改革テーマについて、別表に規定。個別事業を対象とする行政評価（第7条）とは異なり、複数部署が連携して検証・見直しを進めるべき事項を対象とする。

## 6 推進体制（第4章）

### 行財政改革推進本部

行財政改革を総合的・計画的に推進するための庁内会議体。

### 行財政改革推進委員会

幅広い見地から意見を求めるための外部委員会。

### 推進事務局（企画経営課）

企画経営課が総合調整を行う。財政面からの検証、人員・組織・働き方改革の視点からの検証を行うため、関係課の支援を頂く体制を組織することを検討中。

## 7 協働による推進（第5章）

### 庁内の協働（第11条）

推進事務局と事業所管課は「対立」でなく「協働」の関係であることを明文化。書類審査・形式的手続より対話を重視し、失敗を恐れずチャレンジを奨励する風土を醸成する。

### 市民等との協働（第12条）

各所属長は行財政改革の意義を市民等に適切に説明し、必要に応じて意見を聴取する。市民への影響が重大な取組については、第3章での議論の経緯を公表する。

## 8 規則の全体構成

第1章 総則	第1条 目的 第2条 基本理念（6項目） 第3条 基本方針（5方針）
第2章 事業の検証と見直し	第4条 事業検証の基本的視点（7視点）
第3章 推進の仕組み	第5条 日常的な改善の推進 第6条 予算編成過程における検証 第7条 行政評価 第8条 改革対象事業
第4章 推進体制	第9条 推進本部・推進委員会の設置 第10条 行財政改革推進事務局の役割 第11条 所属長の責務
第5章 協働による推進	第12条 庁内の協働（対話・挑戦・共有） 第13条 市民等との協働・説明責任
第6章 雑則	第14条 10年ごとの規則の見直し

施行時期：令和 8 年 10 月 次期総合戦略と同時施行を予定